

事 務 連 絡
令 和 8 年 3 月 30 日

各都道府県

こども誰でも通園制度主管部局

公立・私立幼稚園所管部局

保育担当部局

御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
こども家庭庁成育局保育政策課

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る学校法人における会計に関する表示について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）第 31 条において、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないとされているところです。

今般、学校法人が設置する幼稚園等において乳児等通園支援事業を実施する際の会計に関する表示の取扱いについて、下記のとおり整理しましたのでお知らせいたします。

なお、下記内容は参考として示すものであり、各幼稚園や市区町村等が現在使用している様式の仕様や現行の取扱いを妨げるものではありません。その際にも、学校法人における乳児等通園支援事業の円滑な実施の確保への御配慮をお願いいたします。

各都道府県におかれては、管内の市区町村への周知を行うとともに、積極的な助言・調整など対応をお願いいたします。

記

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第 31 条の趣旨を踏まえ、学校法人が設置する幼稚園等において乳児等通園支援事業を実施する場合、会計において部門を設けて表示することを要しないものとする。ただし、別途乳児等通園支援事業活動における収入及び支出の内容がわかるよう、収支報告書等を作成すること。収支報告書等は、例えば別添 1 のような書類を作成することが考えられる。

文部科学大臣所轄学校法人が乳児等通園支援事業を実施する場合は、令和 8 年 2 月 26 日付け高私行第 30 号文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知「文部科学大臣所轄学校法人が乳児等通園支援事業を実施する際の扱いについて（通知）」を踏まえること。

【本件連絡先】

(本件について)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

E-mail: youji-jinzai@mext.go.jp

電話 : 03-5253-4111 (内線) 2374

(こども誰でも通園制度について)

こども家庭庁成育局保育政策課

E-mail : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

(収支報告書の作成例)

	科目	金額
	科目	金額
収入の部	乳児等通園支援事業収入（給付費）	
	乳児等通園支援事業収入（補助金）	
	乳児等通園支援事業収入（利用料）	
	その他の収入	
	実費徴収 A	
	実費徴収 B	
	実費徴収 C	
	受取利息・配当金収入	
	雑収入	
	収入計	
支出の部	科目	金額
	人件費支出	
	役員報酬支出	
	職員給料支出	
	職員賞与支出	
	非常勤職員給与支出	
	事業費支出	
	給食費支出	
	保健衛生費支出	
	保育材料費支出	
	水道光熱費支出	
	保険料支出	
	賃借料支出	
	事務費支出	
	旅費交通費支出	
	研修研究費支出	
	事務消耗品費支出	
	印刷製本費支出	
	通信運搬費支出	
	会議費支出	
	広報費支出	
	雑支出	
	支払利息支出	
	支出計	
収支差額		

※市区町村等の監査において内訳が明確に判別できるよう記載すること。

※各根拠証憑は、各学校の内部規程に基づき適切に保管・管理すること。

※上記は例示であり、これらの科目以外にも通常分けて記載している科目があれば、適宜追加を行うなど、収支がわかるよう資料を作成することが望ましい。